

令和5年2月10日  
学校健康推進課

## 給食室改修工事に伴う給食停止期間中の保護者負担軽減策の実施について

### 1. 主旨

給食室改修工事については、学校の夏季休業期間を利用し対応しているところであるが、児童・生徒数の増等により厨房機器の増設や調理スペースの拡張など、工事期間が2学期まで及ぶような大規模改修が増えており、これにより生じる給食停止期間中は、家庭からの弁当持参を保護者をお願いしてきている。

家庭からの弁当持参の長期化に伴い、保護者からは現行の給食提供の代替えとして、民間事業者が調理する弁当の提供や、その弁当代と給食費単価との差額に対する公費負担について強い要望が寄せられている。

今後、35人学級に伴う学級数の増により、長期の給食室改修を要する学校がさらに増えることが見込まれることから、令和5年度以降の給食室改修工事に伴う給食停止期間中については、家庭からの弁当持参を基本としつつ、保護者の負担を軽減するため、家庭で用意する弁当を含めた弁当持参等にかかる負担に対し支援する。

併せて、希望する家庭が民間事業者の弁当を注文することができるよう弁当事業者登録制度を設ける。

### 2. 弁当持参等にかかる保護者支援の実施について

#### (1) 内容

区立小・中学校において、給食室改修工事等の影響により、給食提供について一定期間（7日間）を超えて停止することを予定し、保護者に対し児童・生徒の弁当持参を要請した場合に、保護者への支援策として、給食停止期間における弁当持参等にかかる負担に対し協力金を支給する。

#### (2) 支給額（別紙参照）

学校給食法第11条の規定により学校設置者が負担すべき事業経費から算出した給食1食あたりの事業経費相当360円（令和3年度決算額を基に算出）に、給食停止日数を乗じた額。ただし、欠席した日数を除く。

#### (3) 経費

45,650千円（令和5年度の通常時分（給食費無償化分を除く））

#### 【積算内訳】

学校名	児童数	1日あたり 支給額	給食停止 日数	必要経費
弦巻小	799名	360円	72日	20,710千円
桜町小	949名	360円	73日	24,940千円

※児童数は令和4年5月1日現在

※給食停止日数は各学校の令和4年度2学期の給食実施予定回数

《参考》令和5年度の対応

給食費無償化の実施に伴い、上記支給額に加え、食材費（給食費）単価分（小学校全学年平均270円）を上乗せし、1日あたり630円を支給する。

【令和5年度予算見込額】

79,888千円（通常時分45,650千円＋無償化分34,238千円）

3. 弁当事業者登録制度の実施について

(1) 概要

給食室改修工事に伴い、自校調理による給食提供ができなくなる期間について、希望する家庭に対して弁当を提供することができる事業者を公募し登録する。登録事業者については、弁当提供を希望する改修工事校へ情報提供し、学校とPTAによる弁当事業者選定の一助とする。

(2) 登録事業者の公募

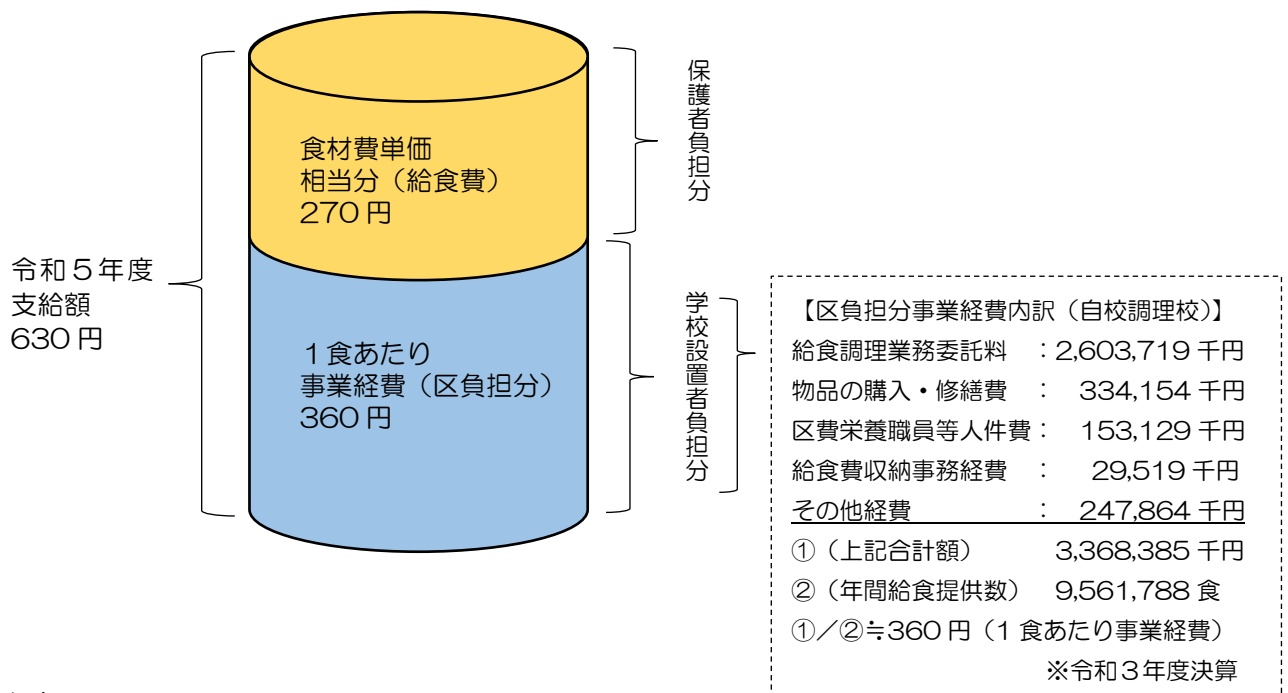
改修工事校に弁当事業者情報を提供するため、改修工事实施の前年度に、事業者の公募を実施する。公募にあたっては、登録資格を設け、所定の登録申請書に配送可能な学校、一日あたり提供可能食数、アレルギー対応の可否などの事項を記載のうえ提出していただく。

※令和5年度の給食室改修工事予定校への情報提供に向け、昨年12月に公募開始。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和5年	2月～6月	学校へ弁当登録事業者情報の提供、弁当事業者の選定等
	4月～	学校・保護者周知（給食室改修工事に伴う給食停止期間中の弁当持参等への支援について）
	7月下旬～12月	給食室改修工事、自校調理再開に向けた準備
	9月～12月	希望者へ事業者による弁当提供、協力金の支給
令和6年	1月～	自校調理再開

## 給食 1 食にかかる経費の主な内訳（小学校）



## 《参考》

## 【学校給食 1 食あたりにかかる事業経費（区負担分）の主な内容】

給食調理業務等委託料、物品の購入・修繕費、区費栄養職員等人件費、給食費収納事務経費 ※施設改修費等は除く

## 【根拠法令】

## ●学校給食法第 11 条（経費の負担）

第 1 項：学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは、義務教育諸学校の設置者の負担とする。

第 2 項：前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第 16 条に規定する保護者の負担とする。

## ●学校給食法施行令第 2 条（設置者の負担すべき学校給食の運営に要する経費）

学校給食の運営に要する経費のうち、学校給食法第 11 条第 1 項の規定に基づき義務教育諸学校の設置者が負担する経費は、次に掲げる経費とする。

第 1 項：義務教育諸学校において学校給食に従事する職員に要する給与その他の人件費。ただし、市町村立の学校にあっては、市町村立学校職員給与負担法第 1 条の規定により都道府県の負担とされる経費を除く。

第 2 項：学校給食の実施に必要な施設及び設備の修繕費